

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

国税庁
令和7年4月

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

詳しくは、このパンフレットをご覧ください。また、国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】給与の源泉徴収事務

令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



（注） このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目次

1. 改正の概要

- (1) 基礎控除の見直し..... 2
- (2) 給与所得控除の見直し..... 2
- (3) 特定親族特別控除の創設..... 3
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正..... 4

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

- (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認..... 5
- (2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認..... 5
- (3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認..... 6
- (4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認..... 6
- (5) 年末調整の計算をする上での留意事項..... 6

3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 扶養控除等申告書の記載事項の変更..... 7
- (2) 扶養親族等の数の算定方法の変更..... 8
- (3) 源泉徴収税額表の改正..... 8

4. 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 令和7年分の源泉徴収事務..... 9
- (2) 令和8年分以後の源泉徴収事務..... 9

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合には、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

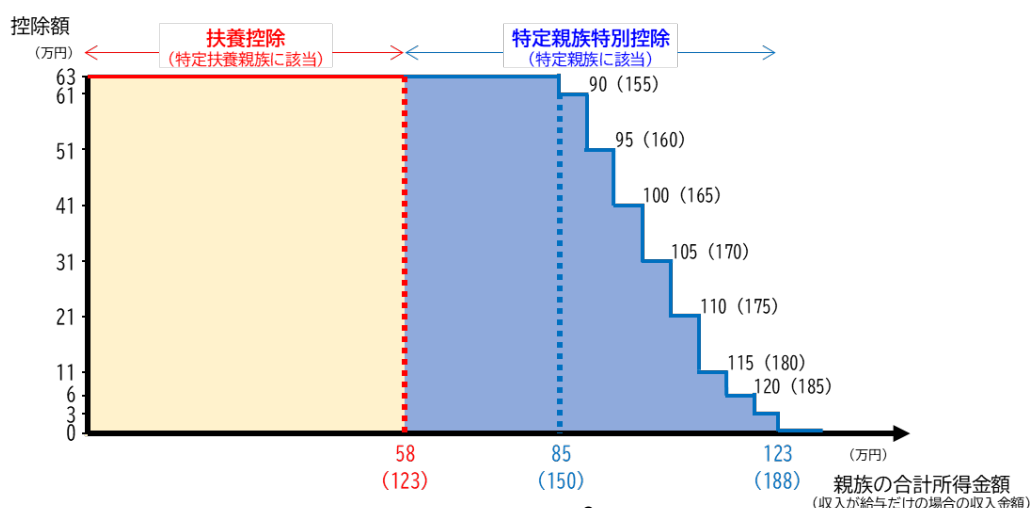
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(給与の源泉徴収事務)

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

令和7年分の所得税について、令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

《令和7年分の年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
⇒ 以下(1)を参照。
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
⇒ 以下(2)を参照。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。
⇒ 以下(3)~(5)を参照。

(注) 年末調整の際の詳しい事務の内容については、令和7年8月末頃から国税庁ホームページに随時掲載する予定です。

(1) 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

上記1(2)及び(4)のとおり、令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます(詳しくは、上記1(2)イの【給与所得控除額(改正された範囲)】の表及び1(4)の【所得要件】の表をご確認ください。)

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

(2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

上記1(3)のとおり、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができるとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 1 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- (1) 2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
 - (2) 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
 - (3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。
- 2 国税庁が作成する「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「所得金額調整控除申告書」との兼用様式を予定しており、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

(3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認

上記1(1)のとおり基礎控除額が改正されました。

このため、従業員の方から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

上記1(2)のとおり給与所得控除額が改正されました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(注) 上記1(4)のとおり、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

(5) 年末調整の計算をする上での留意事項

イ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

上記1(2)のとおり「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

(注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

ロ 基礎控除額（改正後）の控除

上記1(1)のとおり、基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

ハ 特定親族特別控除額の控除

上記1(3)のとおり、特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

(注) 改正後の給与所得の源泉徴収票は、令和7年中に支払うべき給与でその最後の支払日が令和7年12月1日以後であるものから使用することとなります。

なお、改正後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

年末調整	地震保険料の控除額	⑮	⑯のうち小規模企業共済等掛金の金額
	配偶者（特別）控除額	⑰	(円)
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	⑳のうち国民年金保険料等の金額
	基礎控除額	⑲	(円)
	所得控除額の合計額	㉑	(円)
	差引課税給与所得金額(⑲-㉑)及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て)	㉓
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔	
	年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	
	年調年税額(㉕×10.21%)	㉖ (100円未満切捨て)	
	差引超過額又は不足額(㉖-㉒)	㉗	
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙	
	差引還付する金額(㉙-㉘)	㉚	
	同上的 本年中に還付する金額	㉛	
	うち 翌年において還付する金額	㉜	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉝	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉞	

※1 特定親族特別控除額(⑰-2)〔 XXX, XXX 円〕

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

《令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項》

- ① 従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているか確認してください。
⇒ 以下(1)を参照。
- ② 新たな源泉徴収税額表に基づき、各月（日）の源泉徴収を行ってください。
⇒ 以下(2)・(3)を参照。

(1) 扶養控除等申告書の記載事項の変更

令和7年分までの「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」（以下、併せて「扶養控除等申告書」といいます。）には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、上記1(3)の「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「**源泉控除対象親族**」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされましたので、従業員の方に、記載漏れがないか注意喚起してください。

【源泉控除対象親族】

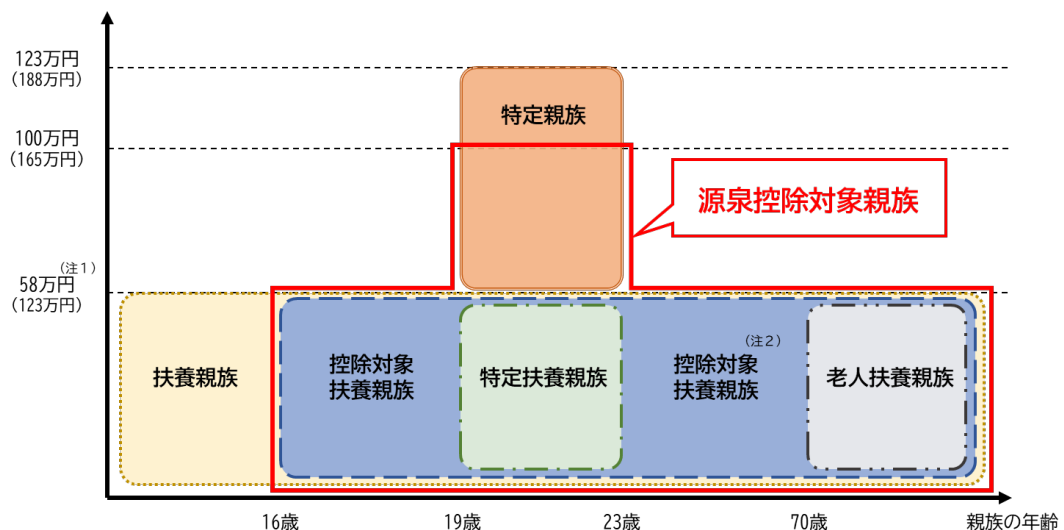
- ① 控除対象扶養親族 （注）
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

（注） 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の1、2のいずれかに該当する人をいいます。

- 1 居住者のうち、年齢16歳以上の人
- 2 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

【参考：親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



- （注） 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。
2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限りします。

（注） この改正により、令和8年分以後の扶養控除等申告書は、令和7年分以前のものから様式が変更となります。変更後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

(2) 扶養親族等の数の算定方法の変更

毎月（日）の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、従業員の方から提出を受けた扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、上記1(3)の「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

(3) 源泉徴収税額表の改正

上記1(1)及び(2)のとおり「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

（注） 「令和8年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載予定です。

(公的年金等の源泉徴収事務)

4. 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

(1) 令和7年分の源泉徴収事務

令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。以下同じです。）の源泉徴収において、その支払者は、令和7年12月の年金支払時に、改正後の一定の基礎的控除額^(注1)を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります^(注2・3)。

この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除（上記1(3)を参照。）の適用を受けようとする場合や、上記1(4)の改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(注) 1 令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は、次の表のとおりです。

受給者の年齢	基礎的控除額	
	令和7年12月の精算時	令和7年の各月の年金支払時
65歳以上	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
65歳未満	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満となる場合は、90,000円)

2 令和7年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

3 令和7年分の所得税の基礎的控除額は、上記1(1)のとおり合計所得金額により異なることとなりますが、公的年金等の源泉徴収において令和7年12月の精算時に用いる基礎的控除額は、(注)1のとおり、公的年金等の収入金額にかかわらず、一律で計算することとされています。

このため、合計所得金額が88万円超132万円以下になる方^{※1}のうち、上記の精算後においてもなお年間の源泉徴収税額がある方は、確定申告書を提出することにより還付を受けることができる場合があります^{※2}。

※1 年齢65歳以上で公的年金等の収入金額が198万円超242万円以下の方や、年齢65歳未満で公的年金等の収入金額が154万円超212万6,667円以下の方が該当します。

なお、年の途中から公的年金等を受給した方など、収入金額が上記の範囲外であっても該当する場合があります。

※2 公的年金等以外の所得がある方は、他の所得を加味して基礎的控除額や所得税額等を算定します。

(2) 令和8年分以後の源泉徴収事務

イ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項の変更

令和7年分までの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、上記1(3)の「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」には、「**源泉控除対象親族（合計所得金額の見積額が85万円以下の人に限りです。）**」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされました。

【(公的年金等に係る) 源泉控除対象親族】

① 控除対象扶養親族^(注)

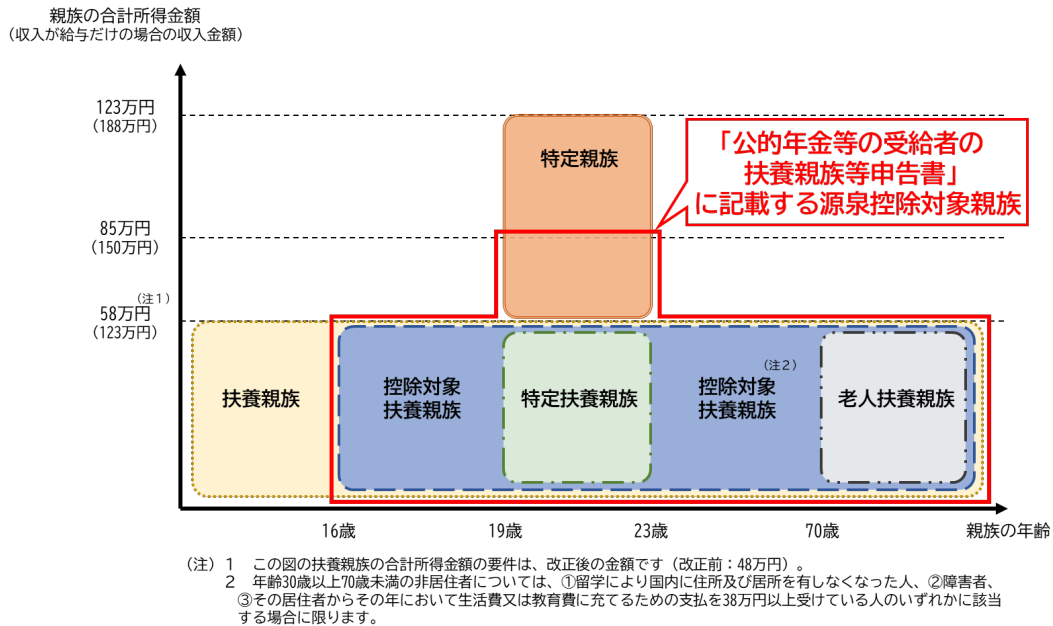
② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の人

(注) 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の1、2のいずれかに該当する人をいいます。

1 居住者のうち、年齢16歳以上の人

2 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

【参考：「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載する親族の範囲】



□ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額の改正

上記1(1)及び(3)の改正に伴い、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額} - \text{調整控除額}) \times \text{月数 (その支給金額の計算の基礎となった期間の月数)}$$

① 基礎的控除額

次の表のとおり、公的年金等の額に応じて改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)	
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)	
	213万円超	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (100,000円未満となる場合は、100,000円)

② 人的控除額

上記1(3)の「特定親族特別控除の創設」により、源泉控除対象親族となる特定親族を有する場合には、その親族1人につき、52,500円の人的控除額が加算されることとなりました。

【参考】

源泉控除対象親族	人的控除額
一般の控除対象扶養親族	1人につき32,500円
老人扶養親族	1人につき40,000円
特定扶養親族	1人につき52,500円
特定親族(新規)	1人につき52,500円

(注) 源泉控除対象親族となる特定親族は、合計所得金額が85万円以下の人となります。

ハ 源泉徴収を要しない公的年金等の改正

上記 1 (1)の改正に伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和 8 年分以後	【参考】 令和 7 年分以前
65 歳以上	205 万円 (2 階部分のみの場合には 127 万円)	158 万円 (2 階部分のみの場合には 80 万円)
65 歳未満	155 万円	108 万円

令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A

令和7年5月30日

国 税 庁

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正のうち、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心にQ & Aとして取りまとめましたので、参考としてください。

（注） このQ & Aは令和7年5月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《 目 次 》

《 凡 例 》	1
【改正の概要】	2
1－1 改正の概要	2
1－2 改正の概要（基礎控除）	2
1－3 改正の概要（給与所得控除）	4
1－4 改正の概要（源泉徴収税額表）	4
1－5 改正の概要（特定親族特別控除）	5
1－6 改正の概要（源泉控除対象親族）	6
1－7 改正の概要（扶養親族及び同一生計配偶者）	9
1－8 改正の概要（勤労学生）	9
1－9 改正の概要（ひとり親）	10
1－10 令和7年12月1日以後の扶養親族等の所得要件	10
1－11 施行日前の年末調整関係書類の提出	11
1－12 令和7年12月1日以後居住者として給与の支払を受けていない人	11
【令和7年分年末調整関係書類の記載事項】	12
2－1 扶養控除等申告書の記載事項	12
2－2 基礎控除申告書の記載事項	12
2－3 配偶者控除等申告書の記載事項	13
【特定親族特別申告書】	14
3－1 年末調整の際に特定親族特別控除の適用を受けるための手続	14
3－2 年末調整における特定親族特別控除の適用要件の判定時期	14
3－3 特定親族特別控除申告書の記載のしかた	15
3－4 特定親族特別控除申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供	16
3－5 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合の特定親族のマイナンバー （個人番号）の記載について	16
3－6 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けていない場合の特定親族特別控除申告書 に記載すべきマイナンバー（個人番号）について	17
3－7 特定親族特別控除の適用を受けられない場合	18
【令和7年分年末調整における年税額の計算】	19
4－1 年調年税額を計算する上での注意点	19

4－2	特定親族特別控除額の源泉徴収簿への記載	19
4－3	源泉徴収票の改正	20
	【令和8年分以後の給与の源泉徴収事務】	21
5－1	令和8年分以後の給与の源泉徴収事務の改正	21
	【公的年金等に係る令和7年度税制改正】	23
6－1	基礎控除の改正に伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算	23
6－2	令和7年12月に精算が実施される公的年金等の範囲	23
6－3	扶養親族等申告書の改正	24
6－4	令和8年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算	25
6－5	源泉徴収を要しない公的年金等の改正	26
	【令和7年分の所得税に係る準確定申告等】	27
7－1	令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等	27
7－2	令和7年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除	27
7－3	令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合の特定親族特別控除	28
7－4	令和7年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の基礎控除等の具体的な適用方法	28
7－5	非居住者の場合の基礎控除額	29

《 凡 例 》

このQ & Aで使用する用語について解説します。

【給与】

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（所得税法第28条に規定するもの）

【給与の支払者】

給与の支払をする者（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者を除きます。）

【所得要件】

扶養親族、同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件

【扶養控除等申告書】

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

【扶養控除等申告書等】

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

【配偶者控除等申告書】

「給与所得者の配偶者控除等申告書」

【特定親族特別控除申告書】

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」

【基礎控除申告書】

「給与所得者の基礎控除申告書」

【扶養親族等申告書】

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

【改正の概要】

1－1 改正の概要

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等について、給与や公的年金等の源泉徴収に係る改正の概要を教えてください。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等において、給与や公的年金等の源泉徴収に係る改正の概要は以下のとおりです。

1 令和7年12月1日からの改正

- (1) 合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。
- (2) 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
この改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
- (3) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。
- (4) 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引上げられました。

2 令和8年1月1日からの改正

- (1) 「源泉徴収税額表」が改正されました。
- (2) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。
- (3) 各月（日）の給与及び公的年金等の源泉徴収の際に特定親族特別控除が適用されることとされました（扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書の記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に変更されました。）。

上記の改正により、令和7年分の給与の源泉徴収事務は以下のとおりとなります（下記1－2等参照）。

- ・ 令和7年11月までの給与に係る源泉徴収事務は従来のとおり行います。
- ・ 令和7年12月1日以後に支払う給与から上記1(4)の改正が適用され、令和7年12月に行う年末調整の際には、改正後の基礎控除額など（上記1(1)ないし(4)）に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

1－2 改正の概要（基礎控除）

令和7年度税制改正における、基礎控除の改正の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

1 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条((基礎控除))の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2((令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例))の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

なお、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」の税額は、基礎控除額58万円への引上げに基づいた金額となっており、創設された租税特別措置法第41条の16の2((令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例))の規定(37万円、30万円、10万円又は5万円を加算する特例)は織り込まれていません。

これらの特例については、年末調整又は確定申告の際に適用を受けることになります。

3 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額が改正されました。

(注) 令和8年分の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は、基礎控除額58万円への引上げに加え、創設された租税特別措置法第41条の16の2((令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例))の規定により基礎控除額に加算される金額(37万円又は30万円)も加味したものととなります。

令和9年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は、基礎控除額58万円への引上げに加え、創設された租税特別措置法第41条の16の2((令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例))の規定により基礎控除額に加算される金額(37万円)も加味したものととなります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

1-3 改正の概要（給与所得控除）

令和7年度税制改正における、給与所得控除の改正の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、所得税の給与所得控除の見直しが行われました。
この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- 2 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

1-4 改正の概要（源泉徴収税額表）

令和7年度税制改正において「源泉徴収税額表」が改正されたのですか。

[A]

令和7年度税制改正における基礎控除の見直しや給与所得控除の見直しにより、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

なお、基礎控除額58万円に、37万円、30万円、10万円又は5万円が加算される特例については、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」には織り込まれておらず、これらの特例については、年末調整又は確定申告の際に適用を受けることになります。

(注) 改正後の「源泉徴収税額表」は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表」(平成24年3月31日号外財務省告示第115号(最終改正令和7年4月30日財務省告示第122号))をご確認ください。
国税庁ホームページには「令和8年分 源泉徴収税額表」を令和7年8月末頃掲載予定です。

1-5 改正の概要（特定親族特別控除）

令和7年度税制改正において創設された「特定親族特別控除」の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、特定親族特別控除が創設されました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- 1 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた以下の金額（特定親族特別控除額）を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^{（注）}の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注） 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

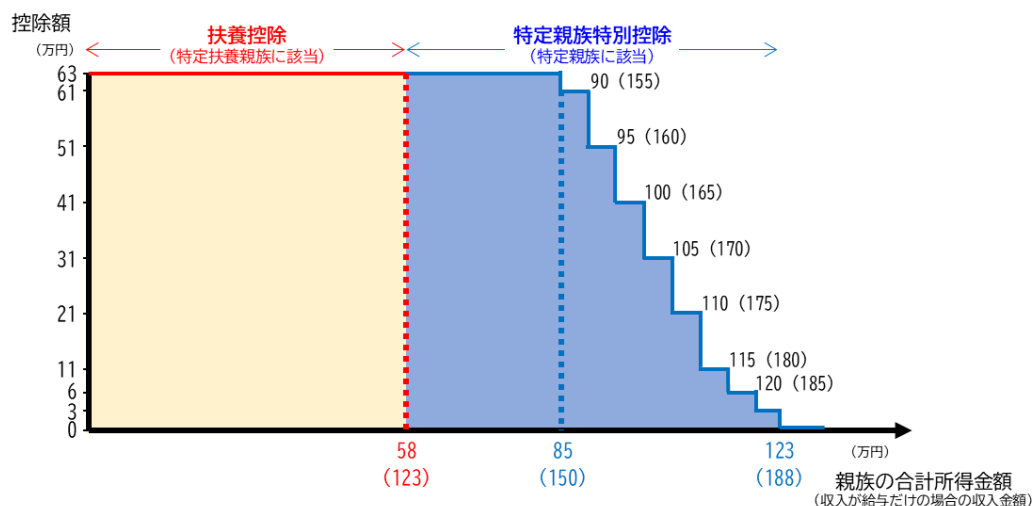
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注）})	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



2 控除対象扶養親族と、合計所得金額が一定額以下である特定親族^(注)については「源泉控除対象親族」とされました。

令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与及び公的年金等について提出する扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書には「源泉控除対象親族」を記載することとなります。

(注) 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下の人となります。

また、扶養控除等申告書等や扶養親族等申告書に「源泉控除対象親族」を記載することで、各月(日)の源泉徴収の際に、特定親族特別控除が適用されます。

【令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項】

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、上記 1 の改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

1-6 改正の概要(源泉控除対象親族)

令和 7 年度税制改正において定義された「源泉控除対象親族」とはどのような人を用いますか。

[A]

1 ≪給与の源泉徴収事務≫扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」

令和 7 年分までの扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和 8 年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が 100 万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この「源泉控除対象親族」については、各月（日）の給与に係る源泉徴収税額の計算に加味されることとなります。

なお、年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告書等の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。

（注） 合計所得金額が 100 万円超 123 万円以下の特定親族については、各月（日）の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整において特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族 （注 1）

② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が **58 万円超 100 万円以下**の人

（注） 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 58 万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 居住者のうち、年齢 16 歳以上の人

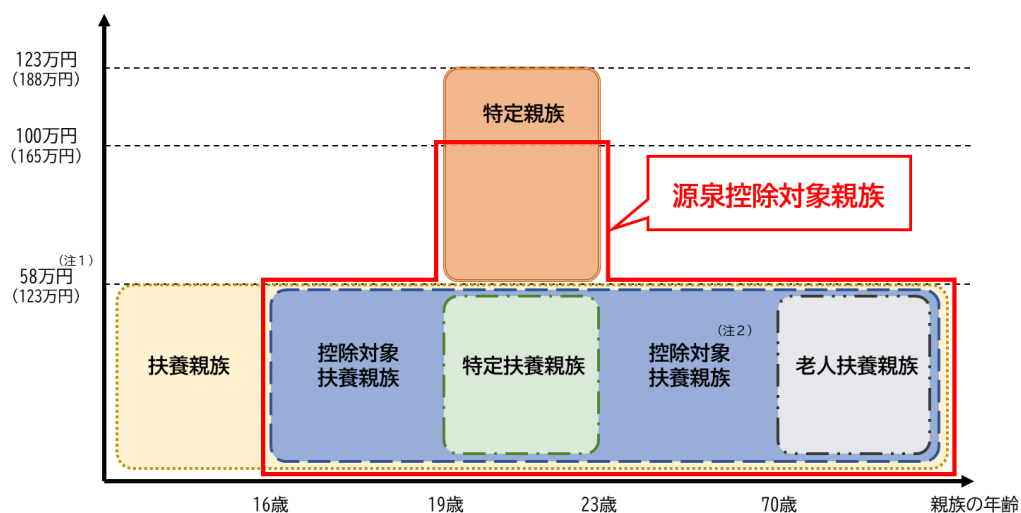
(2) 非居住者のうち、①年齢 16 歳以上 30 歳未満の人、②年齢 70 歳以上の人、③年齢 30 歳以上 70 歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

2 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、上記のとおり合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、下記 2 のとおり合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下の人となります。

【参考：親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



（注） 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。

2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

2 《公的年金等の源泉徴収事務》扶養親族等申告書に記載する「源泉控除対象親族」

令和7年分までの扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が85万円以下である人を加えた「(公的年金等に係る)源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この「源泉控除対象親族」については、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算に加味されることとなります。

(注) 1 公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族と、合計所得要件の上限が異なります。

2 合計所得金額が85万円超123万円以下の特定親族については、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、確定申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

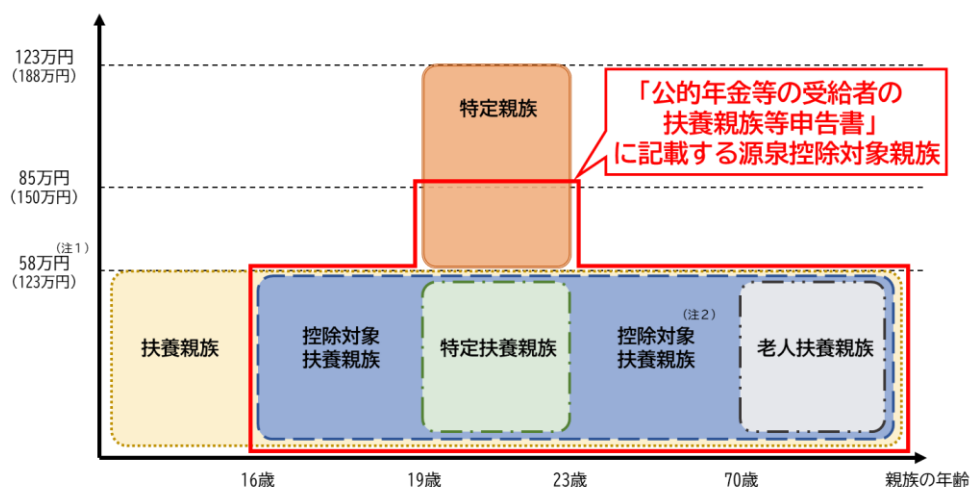
【(公的年金等に係る)源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の人

【参考：「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載する親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



(注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。

2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

1－7 改正の概要（扶養親族及び同一生計配偶者）

令和7年度税制改正における、扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

扶養親族や同一生計配偶者の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後の扶養親族及び同一生計配偶者の定義は次のとおりとなります。

【扶養親族】

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が**58万円以下**（改正前：48万円以下）の人をいいます。

【同一生計配偶者】

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が**58万円以下**（改正前：48万円以下）の人をいいます。

1－8 改正の概要（勤労学生）

令和7年度税制改正における、勤労学生の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

勤労学生の所得要件が、75万円から85万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後の勤労学生の定義は次のとおりとなります。

【勤労学生】

所得者本人が、次の①ないし④のいずれにも該当する人をいいます。

- ① 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
- ② 給与所得等があること。
- ③ 合計所得金額が**85万円以下**（改正前：75万円以下）であること。
- ④ 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること。

（注） 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

1-9 改正の概要（ひとり親）

令和7年度税制改正における、ひとり親の生計を一にする子の所得要件の改正の概要を教えてください。

[A]

ひとり親の生計を一にする子の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後のひとり親の定義は次のとおりとなります。

【ひとり親】

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①ないし③のいずれにも該当する人をいいます。

- ① その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が **58万円以下**（改正前：48万円以下）の子に限ります。）を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

1-10 令和7年12月1日以後の扶養親族等の所得要件

1-7から1-9の扶養親族等の所得要件の改正については、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるとのようですが、令和7年の給与及び公的年金等の源泉徴収事務は、いつから変更されるのでしょうか。

[A]

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与から扶養親族等の所得要件の改正が適用され（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために扶養控除等申告書などの提出が必要となります。）、令和7年12月に行う年末調整の際にも、この改正が適用されます。

一方、公的年金等の源泉徴収事務においては、扶養親族等申告書の申告内容に変更があった場合に生じる所得税の過不足は、公的年金等の受給者が確定申告を行うことにより精算することができます。

そのため、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合にも、原則として、確定申告をする必要があります。

1-11 施行日前の年末調整関係書類の提出

当社の従業員は、例年11月から基礎控除申告書などの年末調整関係書類を提出しています。
令和7年については、令和7年12月1日からの改正を反映した年末調整関係書類を、11月から提出することとして差し支えないでしょうか。

[A]

実務上、令和7年12月1日から年末調整関係書類の提出を受けたのでは、年末調整に間に合わない事態も想定されますので、同日以後適用される改正を反映した年末調整関係書類についても、同日前から提出することとして差し支えありません。

1-12 令和7年12月1日以後居住者として給与の支払を受けていない人

令和7年中に死亡により退職した人及び年の中途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人などで、居住者として最後に給与の支払を受けた日が、令和7年11月30日以前である人の年末調整においては、令和7年度税制改正による改正後の「基礎控除」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、「特定親族特別控除」及び「扶養親族等の所得要件」は適用されないのですか。

[A]

令和7年12月1日以後に行う年末調整においては、令和7年度税制改正による改正後の「基礎控除」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、「特定親族特別控除」及び「扶養親族等の所得要件」（以下「改正後の控除等」といいます。）が適用されることとなります。

一方で、年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際に行うこととされていますので、ご質問のように、令和7年分の最後の給与を令和7年11月30日以前に支払った場合の年末調整においては、改正後の控除等は適用されません。

このため、その給与の支払を受けた人が改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告等をする必要があります^(注)。

(注) 具体的な適用方法は、下記「7-4 令和7年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の基礎控除等の具体的な適用方法」をご確認ください。

【令和 7 年分年末調整関係書類の記載事項】

2-1 扶養控除等申告書の記載事項

当社では、年末調整に際し、既に提出されている扶養控除等申告書を従業員に返却し、各人が申告書に記載した事項に異動がないか、申告漏れとなっている事項がないか再度確認することとしています。

令和 7 年 12 月から扶養親族等の所得要件が改正されますが、令和 7 年分扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありますか。

[A]

令和 7 年分の扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありません。

ただし、令和 7 年 12 月 1 日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、例えば、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和 7 年 12 月 1 日 改正」などと記載してください。

(注) 令和 7 年 11 月 30 日以前に支払う給与については、「源泉徴収税額表」を使用する際の「扶養親族等の数」に、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を含めないようご注意ください。

また、従業員は、この申告書を、原則として令和 7 年 12 月 1 日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。

(注) 令和 7 年分の扶養控除等申告書の様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

2-2 基礎控除申告書の記載事項

令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に提出する基礎控除申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよろしいでしょうか。

[A]

令和 7 年 12 月 1 日から、合計所得金額に応じて基礎控除額を引き上げる改正が行われました。

このため、基礎控除申告書に、その合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額を正しく記載する必要があります。

2－3 配偶者控除等申告書の記載事項

令和7年12月に行う年末調整の際に提出する配偶者控除等申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよろしいでしょうか。

[A]

給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額を正しく記載する必要があります。

（注） 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

【特定親族特別申告書】

3-1 年末調整の際に特定親族特別控除の適用を受けるための手続

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けるために必要な手続を教えてください。

[A]

年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することとなります。

なお、国税庁が作成する特定親族特別控除申告書は、基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書との兼用様式を予定しており、国税庁ホームページに令和 7 年 6 月末頃に掲載予定です。

また、控除の対象となる親族が非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）である場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に「親族関係書類」^{（注 1）}及び「送金関係書類」^{（注 2）}を給与の支払者に提出又は提示する必要があります。

ただし、国外居住親族である特定親族が源泉控除対象親族に該当するため、扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類」の提出又は提示をしている場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に「親族関係書類」の提出又は提示をする必要はありません。

（注）1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその所得者の配偶者以外の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りします。）
- 2 「送金関係書類」とは、次の書類で、所得者が本年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類
 - ③ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者がその所得者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

3-2 年末調整における特定親族特別控除の適用要件の判定時期

年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合、親族がこの控除の対象となる要件に該当するかはどの時点で判定するのですか。

[A]

年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。

あり、その申告書に記載された親族が特定親族に該当するかどうかなどの判定は、その申告書を提出する日の現況により判定することとなります。

この場合において、その判定の要素となる所得金額については、その申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額によることとなり、年齢については、その年12月31日（その申告書を提出する時までに死亡した人については、その死亡の時）の現況によることとなります。

（注） 確定申告において、特定親族特別控除の適用を受ける場合、年齢19歳以上23歳未満の親族を有するかどうかなどの判定は、その年12月31日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況によることとされています。ただし、その判定に係る人がその当時死亡している場合は、その死亡の時の現況によることとされています。

3-3 特定親族特別控除申告書の記載のしかた

特定親族特別控除申告書の記載のしかたについて教えてください。

[A]

【特定親族特別控除申告書】

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 （注）「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。

（フリガナ） 特定親族の氏名		特定親族の個人番号	あなたとの続柄	生年月日 (平15.1.2生～平19.1.1生)
1				平成 年 月 日
2				平成 年 月 日

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円

あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
生)			
日		円	円
日		円	円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

特定親族特別控除申告書は、次の①から③の順に記載します。

① 特定親族の氏名等の記載

「特定親族の氏名」、「特定親族の個人番号」、「あなたとの続柄」及び「あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所」欄に記載します。特定親族が非居住者である場合は「非居住者である特定親族」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその特定親族に送金等をした金額の合計額を記載します。

② 「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄の記載

特定親族の合計所得金額の見積額を計算し、「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載します。

③ 「特定親族特別控除の額」欄の記載

上記②の「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」を「控除額の計算」の表に当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

なお、特定親族特別控除申告書は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

3-4 特定親族特別控除申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供

特定親族特別控除申告書に記載すべき事項について、扶養控除等申告書などと同様に、従業員から電磁的方法による提供を受けることはできますか。

[A]

給与の支払者が、従業員から特定親族特別控除申告書に記載すべき事項に関し、電磁的方法による提供を適正に受けられることができる措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、扶養控除等申告書などと同様に、その従業員は、書面による申告書の提出に代えて、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

3-5 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合の特定親族のマイナンバー（個人番号）の記載について

前年分以前の扶養控除等申告書を基に、一定の帳簿^(注)を作成し備え付けている場合、特定親族特別控除申告書に記載されるべき特定親族のマイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできますか。

[A]

特定親族特別控除申告書や扶養控除等申告書等に記載されるべき特定親族のマイナンバー（個人番号）その他の記載事項を記載した帳簿を、給与の支払者が備え付けている場合には、その特定親族のマイナンバー（個人番号）の記載を省略することができます。

なお、扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載されるべき特定親族のマイナンバー（個人番号）についても、一定の帳簿を作成し備え付けている場合、そのマイナンバー（個人番号）の記載を省略することができます。

(注) 一定の帳簿とは、所得税法第198条第4項に規定する帳簿をいい、給与の支払者が次の①から⑨までの申告書に記載されるべき本人、控除対象となる配偶者又は親族のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑨までの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）をいいます。

- ① 扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 配偶者控除等申告書
- ④ 特定親族特別控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 扶養親族等申告書
- ⑦ 所得金額調整控除申告書
- ⑧ 源泉徴収に係る定額減税のための申告書
- ⑨ 年末調整に係る定額減税のための申告書

3-6 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けていない場合の特定親族特別控除申告書に記載すべきマイナンバー（個人番号）について

給与の支払者が上記「3-5 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合の特定親族のマイナンバー（個人番号）の記載について」の（注）の一定の帳簿の作成・備付けをしていない場合でも、従業員が特定親族特別控除申告書の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨の記載をするのであれば、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することができますか。

[A]

給与の支払者が上記「3-5 給与の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合の特定親族のマイナンバー（個人番号）の記載について」の（注）の一定の帳簿を作成し備え付けていない場合には、原則として、マイナンバー（個人番号）の記載を省略することはできません。

しかしながら、給与の支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が特定親族特別控除申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載した上で、給与の支払者において、既に提供を受けている特定親族のマイナンバー（個人番号）を確認し、確認した旨を特定親族特別控除申告書に表示するのであれば、特定親族特別控除申告書の提出時にその特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載しなくても差し支えありません。

なお、給与の支払者において保有しているマイナンバー（個人番号）とマイナンバー（個人番号）の記載が省略された従業員に係る特定親族特別控除申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

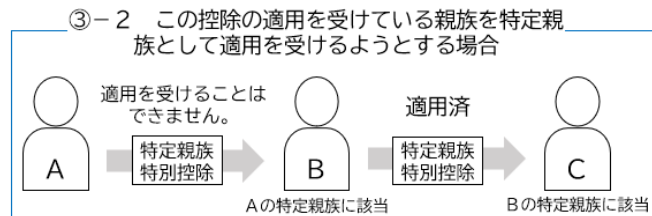
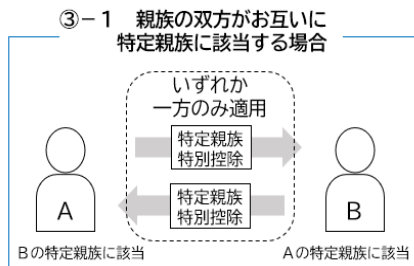
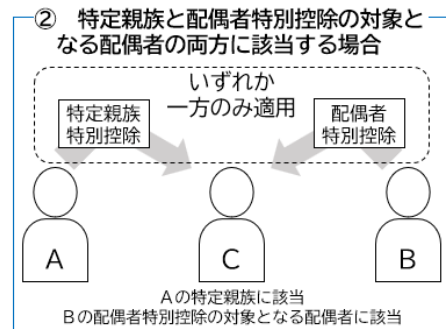
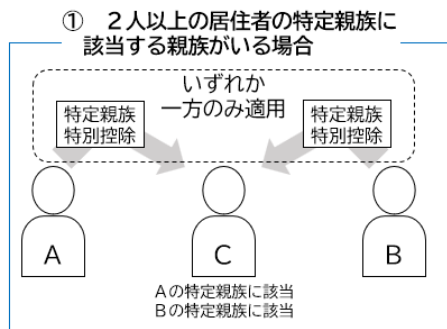
3-7 特定親族特別控除の適用を受けられない場合

2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合などで、特定親族特別控除の適用を受けられないことがありますか。

[A]

以下のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- ① 2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- ② 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- ③ 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。



【令和7年分年末調整における年税額の計算】

4-1 年調年税額を計算する上での注意点

令和7年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

[A]

令和7年12月に行う年末調整の税額計算において、注意する点は以下のとおりです。

① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

(注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

② 基礎控除額（改正後）の控除

基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。

③ 特定親族特別控除額の控除

特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額と年調年税額との差額の取扱い

本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」（以下「徴収税額」といいます。）から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する徴収税額から差し引き順次還付します。

なお、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても過納額を還付しきれないと見込まれる場合については、[「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」](#)を作成し、所轄税務署に提出することで、過納額の還付を受けることができます。

4-2 特定親族特別控除額の源泉徴収簿への記載

特定親族特別控除申告書に記載されている特定親族特別控除額は、源泉徴収簿のどの欄に記載するのですか。

[A]

【令和7年分】

令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応してい

ません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、源泉徴収簿の余白に「特定親族特別控除額（⑰－②）〔 XXX,XXX 円 〕」と記載するなどしてください。

また「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「所得控除額の合計額⑳」欄には、余白に記載した特定親族特別控除額を含めた金額を記載してください。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

未 調 整	地震保険料の控除額	⑮	⑮のうち小規模企業共済等掛金の金額
	配偶者（特別）控除額	⑰	（ 円 ）
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	⑱のうち国民年金保険料等の金額
	基礎控除額	⑲	（ 円 ）
	所得控除額の合計額 (⑮+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒)	㉓	（ 円 ）
	差引課税給与所得金額(⑰-⑱)及び算出所得税額 (1,000円未満切捨て)	㉔	㉔
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉕	
	年調所得税額(㉔-㉕、マイナスの場合は0)	㉖	
	年調年税額(㉖×102.1%)	㉗	(100円未満切捨て)
	差引超過額又は不足額(㉗-㉔)	㉘	
の 精 算	超過額	㉙	
	不足額	㉚	
	差引還付する金額(㉘-㉙-㉚)	㉛	
	同上的本年中に還付する金額	㉜	
	うち翌年において還付する金額	㉝	
の 結 算	本年最後の給与から徴収する金額	㉞	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉟	

※1 特定親族特別控除額（⑰－②）〔 XXX,XXX 円 〕

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

【令和8年分】

「令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿」については「特定親族特別控除額」欄を追加する予定です。

改正後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

なお、源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものであり、その記載方法も含めて、法令で定められたものではありませんので、別の様式などを利用して差し支えありません。

4-3 源泉徴収票の改正

「令和7年分給与所得の源泉徴収票」は、昨年までのものから改正されるのですか。

[A]

特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

(注) 改正後の給与所得の源泉徴収票は、令和7年中に支払うべき給与でその最後の支払日が令和7年12月1日以後であるものから使用することとなります。

なお、改正後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

【令和8年分以後の給与の源泉徴収事務】

5-1 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務の改正

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務について、注意する点を教えてください。

[A]

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務において、注意する点は以下のとおりです。

1 扶養控除等申告書等の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

- (注) 1 この改正により、令和8年分以後の扶養控除等申告書等は、令和7年分以前のものから様式が変更されます。変更後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。
- 2 年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告書等の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。
- 3 合計所得金額が100万円超123万円以下の特定親族については、各月(日)の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整において特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族^(注1)

② 居住者と生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

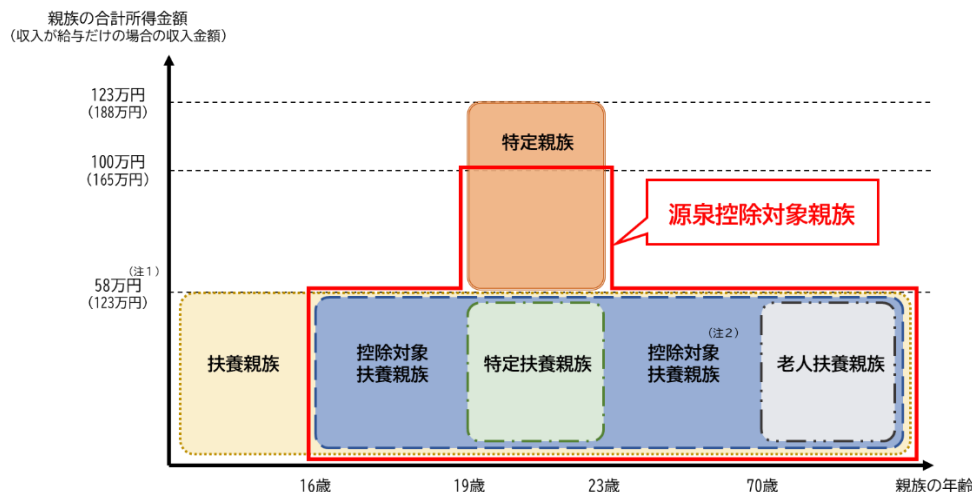
(注) 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人

(2) 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

2 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」は、公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に記載する「源泉控除対象親族」とは、所得要件の上限が異なります。

【参考：親族の範囲】



(注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です(改正前：48万円)。
2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充ててための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当
する場合に限ります。

2 扶養親族等の数の算定方法の変更

各月(日)の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書等に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定することとされました。

3 源泉徴収税額表の改正

「源泉徴収税額表」が改正されましたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

(注) 「令和8年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載予定です。

【公的年金等に係る令和7年度税制改正】

6-1 基礎控除の改正に伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算

基礎控除の改正に伴い、令和7年分の一定の公的年金等については、令和7年12月に源泉徴収税額の精算が実施されると聞いていますが、どのように行われるのでしょうか。

[A]

令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。以下同じです。）の源泉徴収において、その支払者は、令和7年12月の年金支払時に、改正後の一定の基礎的控除額^{（注1）}を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります^{（注2・3）}。

この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合や、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

（注）1 令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は、次の表のとおりです。

受給者の 年齢	基礎的控除額	
	令和7年12月の精算時	令和7年の各月の年金支払時
65歳以上	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
65歳未満	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満となる場合は、90,000円)

2 令和7年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

3 令和7年分の所得税の基礎的控除額は、合計所得金額により異なることとなりますが、公的年金等の源泉徴収において令和7年12月の精算時に用いる基礎的控除額は、（注）1のとおり、公的年金等の収入金額にかかわらず、一律で計算することとされています。

このため、合計所得金額が88万円超132万円以下になる方^{※1}のうち、上記の精算後においてもなお年間の源泉徴収税額がある方は、確定申告書を提出することにより還付を受けることができる場合があります^{※2}。

※1 年齢65歳以上で公的年金等の収入金額が198万円超242万円以下の方や、年齢65歳未満で公的年金等の収入金額が154万1円超212万6,667円以下の方が該当します。

なお、年の途中から公的年金等を受給した方など、収入金額が上記の範囲外であっても該当する場合があります。

※2 公的年金等以外の所得がある方は、他の所得を加味して基礎的控除額や所得税額等を算定します。

6-2 令和7年12月に精算が実施される公的年金等の範囲

基礎控除の改正に伴い、令和7年分の一定の公的年金等については、令和7年12月に源泉徴収税額の精算が実施されると聞いていますが、どのような公的年金等が対象となりますか。

[A]

公的年金等のうち、以下のものが対象となります（令和7年12月に公的年金等の支払がない場合には、源泉徴収税額の精算の対象とはなりません。）。

- ① 厚生労働大臣が支給する公的年金等
- ② 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

- ③ 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号）附則第 23 条第 1 項第 3 号に規定する存続共済会が支給する公的年金等
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等
- ⑤ 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等
- ⑥ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等
- ⑦ 執行官法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 18 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）附則第 13 条の規定による公的年金等
- ⑧ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 32 条第 2 項に規定する存続組合又は同法附則第 48 条第 1 項に規定する指定基金が支給する同法附則第 33 条第 1 項に規定する特例年金給付である公的年金等
- ⑨ 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が 17 年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等

（注） 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等は対象となりません。

6-3 扶養親族等申告書の改正

令和 8 年分の扶養親族等申告書について、どのような点が変更になるのでしょうか。

[A]

公的年金の受給者が提出する令和 7 年分までの扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和 8 年分以後の扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が 85 万円以下である人を加えた「（公的年金等に係る）源泉控除対象親族」を記載することとされました。

【（公的年金等に係る）源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族^{（注 1）}
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が **58 万円超 85 万円以下**の人

（注） 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 58 万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

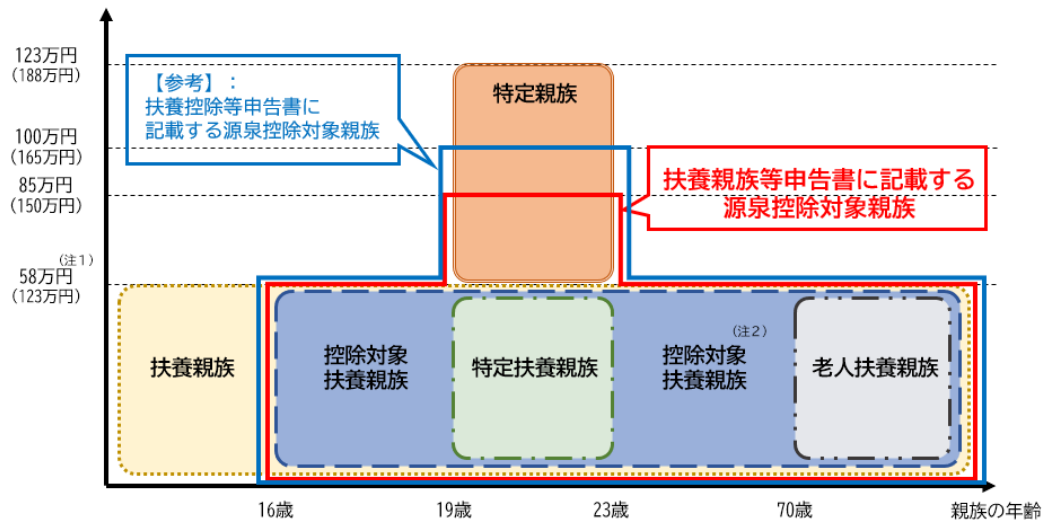
(1) 居住者のうち、年齢 16 歳以上の人

(2) 非居住者のうち、①年齢 16 歳以上 30 歳未満の人、②年齢 70 歳以上の人、③年齢 30 歳以上 70 歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人」のいずれかに該当する人

2 公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に記載する「源泉控除対象親族」は、給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」と、合計所得要件の上限が異なります。

【参考：「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載する親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



- (注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です(改正前：48万円)。
2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

6-4 令和8年分以後の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算

令和8年分以後の、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額の改正について教えてください。

[A]

令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額は、以下のとおり改正されました。

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額} - \text{調整控除額}^{(注)}) \times \text{月数 (その支給金額の計算の基礎となった期間の月数)}$$

(注) 特定の種類の公的年金等については、「調整控除額」として一定額が控除されます。

① 基礎的控除額

次の表のとおり、公的年金等の額に応じて改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)	
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)	
	213万円超	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (100,000円未満となる場合は、100,000円)

② 人的控除額

源泉控除対象親族となる特定親族を有する場合には、その親族1人につき、52,500円の人的控除額が加算されることとなりました。

【参考】

源泉控除対象親族	人的控除額
一般の控除対象扶養親族	1人につき32,500円
老人扶養親族	1人につき40,000円
特定扶養親族	1人につき52,500円
特定親族（新規）	1人につき52,500円

(注) 源泉控除対象親族となる特定親族は、合計所得金額が85万円以下の人となります。

6-5 源泉徴収を要しない公的年金等の改正

令和7年度税制改正における、源泉徴収を要しない公的年金等の額の改正について教えてください。

[A]

令和8年分以後の公的年金等について、源泉徴収を要しない公的年金等の額は次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和8年分以後	【参考】令和7年分以前
65歳以上	205万円 (2階部分のみの場合には127万円)	158万円 (2階部分のみの場合には80万円)
65歳未満	155万円	108万円

【令和7年分の所得税に係る準確定申告等】

7-1 令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用は受けることができないのでしょうか。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等（上記「1-1 改正の概要」の1の令和7年12月1日からの改正）は、令和7年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書^{（注1）}を提出する場合には、適用されないこととなります。

その上で、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和12年12月2日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができます^{（注2）}。

（注）1 「年の中で死亡した場合の確定申告」又は「年の中で出国^{（※）}をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。

※ 「出国」とは、居住者については、納税管理人の選任届出をしないで国内に住所等を有しないこととなることをいいます。

2 この場合の更正の請求書については、令和6年分の様式を使用する場合で特定親族特別控除を適用するときには、下記7-2の準確定申告書の記載方法に準じて記載してください。なお、既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

3 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等については、令和7年12月1日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

7-2 令和7年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合、e-Taxソフトでは「基礎控除」欄に48万円までの金額しか入力できません。令和7年度税制改正による基礎控除の見直しを適用するには、どうすればよいのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、令和7年度税制改正による基礎控除の見直しの適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるため、e-Taxソフトを利用する場合の基礎控除額の入力については、次のとおりです。

申告書第一表の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」のままとし、「雑損控除」欄に改正後の基礎控除額を入力してください。

なお、雑損控除も入力する必要がある場合は、雑損控除額と改正後の基礎控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円」（雑損控除額もある場合は、「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力してください。

7-3 令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合の特定親族特別控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合には、特定親族特別控除は適用されるのでしょうか。また、適用されるときには、申告書はどのように記載するのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、特定親族特別控除の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、特定親族特別控除額の記載については、次のとおりです。

○ 書面の場合

申告書第一表の「扶養控除」欄の項目名を抹消し、当該項目名の欄の余白に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄に特定親族特別控除額を記載してください。

(注) 扶養控除額の記載が必要な方については、「扶養控除」欄の項目名を抹消することなく、当該項目名の下に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄を二段書きとし、その上部に扶養控除額を、下部に特定親族特別控除額を記載してください。

○ e-Tax ソフトの場合

申告書第一表の「扶養控除」欄に特定親族特別控除額を入力してください。

なお、扶養控除も入力する必要がある場合は、扶養控除額と特定親族特別控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「特定親族特別控除額●●●円」（扶養控除額もある場合は、「扶養控除額●●●円、特定親族特別控除額●●●円」）と入力してください。

7-4 令和7年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の基礎控除等の具体的な適用方法

令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなり非居住者となる場合、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の改正の適用を受けるためにどのような方法がありますか。なお、収入は給与1か所のみで、国内に住所及び居所を有しないこととなるまでに年末調整をする予定です。また、居住者期間中に10万円超の医療費の支払があるため、還付申告をしようと考えています。

[A]

令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなることにより、年末調整で基礎控除の見直し等の適用を受けない場合には、以下の方法により、基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

① 出国^(注1)の時までに準確定申告書を提出する場合

令和7年12月1日から令和12年12月2日（月）までに更正の請求書を提出する。

② 上記①以外の場合

令和7年12月1日以後に準確定申告書等を提出する^(注2、3)。

なお、国内に住所及び居所を有しない間に上記①の更正の請求書の提出や上記②の準確定申告書等の提出をする場合、納税管理人の選任届出書の提出をすることにより、納税管理人を選任する必要があります。

- (注) 1 納税管理人の選任届出書の提出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。
- 2 納税管理人の選任届出書の提出を行って国内に住所等を有しないこととなった方は、「年の途中で出国をする場合の確定申告」に係る準確定申告は行うことができません。そのため、通常の確定申告と同様の方法によることとなります。
- 3 確定申告義務がある場合は、国内に住所等を有しなくなる時までに準確定申告書又は納税管理人の選任届出書の提出をする必要がありますのでご注意ください。

7-5 非居住者の場合の基礎控除額

令和6年12月31日以前に海外勤務のため国外転出し、令和7年は1年を通じて海外に勤務する（非居住者となる）予定ですが、国内の不動産の貸付けによる所得があるため、納税管理人を通じて当該不動産所得に係る確定申告を行いたいと考えております。この場合の基礎控除額は、いくらになりますか。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直しのうち、創設された租税特別措置法第41条の16の2の規定による基礎控除額の加算（上記「1-2 改正の概要（基礎控除）」の1参照）については、居住者についてのみ適用されることとなっております。

したがって、令和7年中を通じて非居住者となる方の基礎控除額については、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算は適用されないため、次の改正後の金額を適用することとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
	令和7年分以後	
2,350万円以下	58万円	48万円

- (注) 1 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
- 2 なお、令和7年の途中で国内に住所及び居所を有しないこととなる場合における納税管理人を通じて行う確定申告については、居住者期間を有することとなるため、合計所得金額に応じて租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算がされることとなります。